

CONTENTS

特集／古文書・古記録の保存と活用

保存・活用の現状と今後の課題	
	文化財保護部美術工芸課 4
古文書・古記録とかがわって	石井 進 6
古文書・古記録の取扱いと保存管理	湯山賢一 10
保存・活用の現状	①米沢市立上杉博物館 12
	②千葉県文書館 13
	③東京大学史料編纂所 14
	④國學院大學図書館 15
	⑤彦根城博物館 16
	⑥京都府 18

連 載

● Cross Road／クロスロード	関根祥人 20
● 日本の伝統美と技を守る人々⑩ (社)全国社寺等屋根工事技術保存会	22
● 言葉の小窓——新「ことば」シリーズより——／19	25
● 海外だより 海外の文化事情／中国篇(2)	26
● メセナ紹介／19 (財)安田生命クオリティオブライフ文化財団	28
● 文化会館最前線⑦ 大阪府立上方演芸資料館	30

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・平成10年度 文化のまちづくり事業内容一覧-1(新規分).....	33
・平成10年度 移動芸術祭巡回公演秋季公演日程(10~12月開催分).....	35
・第48回 全国民俗芸能大会.....	37
・アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の在り方について(報告).....	38
・第45回 文化財保護強調週間.....	38
・第40回 教育・文化週間.....	39

イベント案内

・京都国立博物館「王朝の仏画と儀礼」／40	・新国立劇場 スポットライト／45
・東京国立博物館「吉祥」／41	・11月の国立劇場／46
・京都国立近代美術館「京都の工芸[1910-1940]」／42	・芸術文化振興基金ニュース／47
・国立国際美術館「芸術と環境」／43	・表紙解説／編集後記／48
・奈良国立博物館「正倉院展」／44	

集
古文書・古記録の保存と活用

保存・活用の現状と今後の課題

文化財保護部美術工芸課

一、古文書部門とは

古文書部門は、昭和四十九年七月に書跡・典籍部門から独立して新たに設置され、翌年から重要文化財の指定を始めた。

設置の経緯は、従来の書跡・典籍部門には古文書を含めた古筆と墨蹟などの名筆を取り上げる書跡と、源氏物語などの書物を扱う典籍があった。しかし、歴史学の発展や各県・市・町などの歴史編纂にともない、従来では扱うことが少なかった古文書が整理・活用され、その重要性が認識され始めたことによる。

文化庁も、昭和四十七年度から国庫補助事業のひとつとして、古文書・古記録の散逸を防ぎ、保存を図る上で、各地に所在する古文書類の実態把握の調査を実施し、その成果を具体的に反映させるために、書道史の要素が強く書跡・典籍部門から、歴史の重要史料の古文書と、個人の日記を中心とした古記録を独立させて、新たな部門を設置した。

二、古文書の分野

古文書部門の指定品としては、古文書、古記録、制札・棟札類、系図、絵図などに大別できる。古文書の指定基準は、

《重要文化財》

- 一、古文書類は、わが国の歴史上重要と認められるもの。
- 二、日記、記録類（絵図、系図類を含む）は、その原本またはこれに準ずる写本でわが国の文化史上重要なもの。
- 三、木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの。
- 四、古文書類、日記、記録類等で歴史的または系統的にまとまって保存し、学術的価値が高いもの。
- 五、渡来品でわが国の歴史上特に意義あるもの。

《国宝》

重要文化財のうち学術的価値が特に高く、

る能筆で書かれ、本文中には加筆・訂正の跡が著しく、道長が日々書き継いだ生々しい筆跡が紙面に踊っている。平安貴族の自筆原本の最古の遺品として、まことに無類の至宝というべきものである。

この御堂関白記の他に、小倉百人一首の撰者で有名な歌人藤原定家の日記の明月記など、相当量まとまって今日に伝えられているものは、他の国々と比べても極めて希なことになる。

三、保存の活動

古文書の保存活動のひとつに、昭和五十四年度より現在まで継続して行われている重要古文書類緊急調査がある。それは、寺院や神社などに所蔵されている何千何万通もの膨大な古文書を一枚一枚調査して、歴史上・学術上の重要な文化財であることを確認する作業である。この古文書類調査結果の一部として、東寺百合文書、太宰府天満宮文書、醍醐寺文書、三千院円融藏典籍文書類、八坂神社文書などが重要文化財に指定され、東寺百合文書は平成九年に国宝に指定された。

現在までの古文書の指定は、国宝五六件、重要文化財六二三件の六七九件である。

四、今後の課題

古文書・古記録の保存を図っていく上での今後の課題には、江戸時代以降の古文書・古

かつ、歴史上特に意義の深いものとされている。その中心は古文書と古記録である。

古文書は大きく分けると、個別文書と複数文書とがある。

個別文書は、宸翰（天皇の真筆を他と区別して呼ぶ）、著名な人物の書状などで、代表的な文化財を挙げてみると、平安時代では、三筆の一人である嵯峨天皇（七八六～八四二）宸翰である光定戒牒、最澄（七六七～八二二）が空海（七七四～八三三）にあてた消息の久隔帖と空海が最澄にあてた三通の消息である風信帖、三跡の一人藤原佐理（九四四～九九八）が出した関白藤原道隆への詫び消息（離洛帖）など。鎌倉時代では、臨濟宗の開祖で、お茶を中国からもたらしたといわれる栄西（一一四一～一二一五）が書写した誓願寺孟蘭盆縁起、日蓮宗の宗祖日蓮（一二一二～八二二）の自筆遺文などがある。

記録の調査・保存がある。その膨大な数量によつてか、必ずしも文化財としての価値が正しく理解されているとは思わず、その所在や正確な数量などに関しても、十分な把握がなされていないのが現状と思われる。

古文書・古記録は、作成された時代を問わず、ひとしくわが国の過去の歴史と生活等を知りうる文化財として尊重され、各地において大切に扱われ、厳重に保存する措置を講じられるべきものである。

そのためには、全国的に未調査の状況にある近世文書類の調査、文書の目録作成等を地方公共団体の関係機関をはじめとする関係者の協力、支援を得て積極的に推進していく必要があると思われる。

そして、近年、各都道府県に設置されている文書館、史料館においては、地域の史料蒐集・保存事業を推進する中核センターとしての役割や、蒐集史料の目録作成などによる公開・活用の場としての機能が継続的に期待されている。

何よりも、今日に伝存する古文書・古記録は、累次の戦乱や火災等から難を免れたものであり、そこには多くの人々の心が伝わって残されてきたものであることを忘れることなく、そうした先人の心を大切にする姿勢を堅持していくことが望まれている。

古文書・古記録の保存と活用

複数文書は、公家、武家、社寺などに伝えた文書類で、その例として公家文書では久我家文書・冷泉家文書など、武家文書では上杉家文書・島津家文書など、神社文書では生島足島神社文書など、寺院文書では醍醐寺文書・東福寺文書など、村落文書では菅浦文書などを指定している。さらに、近年では、彦根藩井伊家文書（二万七八〇〇通）の指定のように、江戸時代の文書類を視野に入れ、また、東大寺の二月堂で行われるお水取りの修二会記録文書は、平安時代からあるが昭和二十一年までの文書を指定した。それは、文化財を過去の遺産というばかりではなく、現在も活用されていることがわかるからでもある。

古文書類の国宝指定は金剛峯寺の宝簡集、東寺百合文書、東大寺文書の三件が指定されている。

次に、古記録とは日記類とも言い換えられる。日記はそれぞれ公私にわたる生活の記録であるとともに、その生きた時代・社会を反映した生々しい記録として史料の価値が高い。その代表的な日記としてまず挙げられるものは、国宝の御堂関白記である。御堂関白記は、平安時代中期、源氏物語の主人公光源氏のモデルといわれ、栄華を極めた藤原道長（九六六～一〇二七）の自筆日記である。日付ごとに二行の空欄がある巻物の曆に、筆勢のあ

正確である。

以後、神社では文書箱に入れて大切に保存し、いつの時から全文書に裏打ちをほどこしたか、一通ずつ懸紙に包むという発見当時の姿を今に伝えているのは、まことに貴重である。これらの文書はおおむね保存良好だが、一部に傷んだ箇所があるのは、長期間、土間に置かれていたからであろうか。あるいは本来もつとなくさんの起請文があったが、その中から状態のよいものだけが選り出されて今日まで保存されてきたのかもしれない。

◆起請文の内容、書かれた事情

これらの起請文が書かれた時期と事情について考えよう。武田信玄といえは川中島の合戦をはじめ、越後国（新潟県）を中心に力をのばした上杉謙信（実名は輝虎、または政虎ははじめは長尾景虎といった）との長年の抗争が有名だ。もともと甲斐国を本拠とする信玄は隣国信濃の征服に意欲を燃やし、まず諏訪地方を略取してから東信・中信地方に進攻、やがて北信中心部の善光寺平を支配しようとして謙信と激突した。天文二年（一五五三）から永祿七年（一五六四）まで五回にわたって戦われたという川中島の合戦は、その代表である。個々の戦闘は両者の実力伯仲して勝負なしに終わることが多かったが、結果的に勝利者となったのは政治力にまさる信玄のほう

うで、善光寺平をほぼ手中に収めてしまった。しかしその支配は必ずしも安定的ではなかった。

一方、信玄は東信から隣国の上野・群馬県に侵入、着々と支配をのびてついに上野西半分を勢力圏に入れた。その後の信玄は一転して東海地方に目を向け、桶狭間の一戦で織田信長に敗れて殺された今川義元亡き後の駿河・遠江両国（ともに静岡県）への進出を目標とするようになった。しかしそれまで親密な同盟関係にあった今川氏と手を切ろうとする路線転換には反発も大きく、特に信玄の嫡子で後継者と目されていた義信は今川義元の娘を妻としていたため絶対反対の立場にあった。ここに永祿八年、信玄は義信の後見役だった飯富虎昌らの武士が陰謀を企てたとして処刑、義信を幽閉して不退転の決意を示し、翌々一〇年にはついに義信を自殺させる。もちろん政治・外交路線の大幅な転換が公言されたわけではないが、義信はじめ義信派の武将の失脚や処刑が、信玄配下の武田軍団内部に大きな動揺をもたらしたことは間違いない。生島足島神社の起請文八三通中、永祿一〇年（一五六七）八月七日付のものが七三通、翌八日付のものが八通、そして前年の永祿九年八月二三日付のものが三通で、いずれも皆義信派の処分以後の時期に書かれている。特

古文書・古記録とかかわって



前国立歴史民俗博物館長
石井 進

まりがあつて、しかも一般の方にも興味深いこと、私の恩師の宝月圭吾先生が長野県出身で、この地方の古文書の調査や地域の歴史研究にも大いに尽力されたなかでも、この文書には特に興味と関心を持っておられたからだ。

戦国時代に甲斐（山梨県）・信濃（長野県）両国中心に強大な勢力を誇った大名の武田信玄（実名は晴信）といえは、あまりにも有名な。その信玄に対し、配下の武将二百三十余名が、ほとんど同日に神にかけて忠誠を誓約した起請文がたくさん、今もこ生島足島神社には保存されている。うそや裏切りが横行した戦国の世は、また同時に神の前に自らの誠実を誓う起請文が大量に作られた時代でもあった。それにしてもほぼ同日に、これだけ多人数が出した起請文の実物が今も伝来しているとは、全く他に類例がない。これら起請文八三通を中心に、関連の社蔵古文書一通を加えた全九四通が国の重要文化財に指定されたのも、まさに当然のことであろう。

◆生島足島神社とは

ではこれらの古文書は、なぜ、いかにしてこの生島足島神社に伝えられてきたのか。長野新幹線の開通で、東京駅から上田駅まではわずか一時間半強の近さになった。JR上田駅や上田城跡から千曲川を隔てた南側には、

別所温泉が湧き出す小盆地の塩田平がある。塩田平は「信州の鎌倉」といわれるほど文化財に恵まれた所だが、その東北部にあるのが生島足島神社である。生島神と足島神とは日本の国土を守る神として、古くから宮中で祭られていたが、古代の信濃の国造となった豪族の多氏が、都からこの二神を勧請して塩田平に祭ったのが、その起源と考えられている。

平安時代の「延喜式」神名帳には、信濃国の大社七つの中の一つとして掲げられた、まさに式内社の大社という由緒ある古社である。現在の神社の本殿は、池で囲まれた島に建つ「池心式」とよばれる古い形式である。昭和時代の代表的神社建築の本殿の内部には、大社造の古い社殿がそのまゝ入っており、真つ暗な内部は土間の床になっているという。まさに日本の国土を守る神にふさわしく、「大地」そのものが神体であることを表現した姿といえる。

信玄配下の武将たちの起請文は、書かれてからはほぼ一二〇年後、江戸時代の天和元年（一六八一）、本殿の修復工事の時に、社殿内の土間の床に積まれたままの状態で見えたとした。土間に積み上げられたままといえは、いかにも粗末な扱い方にみえるが、実は「大地」の神に直接に捧げられた姿というほうが



武田信玄の出した起請文。左下隅の信玄の署名とサインの上に血痕があり、中央部の下にも逆向きで写っている。裏の牛王宝印も逆向きに写っている。

- に永祿一〇年八月のもののうち大部分を占める六八通は六ヶ条より成り、
- (一) これ以前の数通の誓約はいよいよ遵守します。
- (二) 信玄様に対し奉り、逆心や謀叛を企てるようなことは致しません。
- (三) 長尾輝虎（上杉謙信のこと。上杉氏への改姓を認めず、また法号を使っていない

いことに注意) はじめ、敵方からのよう
うなうまい話をかけてきても決して同意
しません。

(四) 甲斐・信濃・西上野三ヶ国の武士が万
一逆心を企てても、私は必ず信玄様をお
守りして忠節をつくします。

(五) 今度はとくに軍勢を動員し、裏表・二
心なく戦功を立てるようはげむ決心です。
(六) 私の家中の者が武田方のために悪いこ
とや臆病な意見を申しまして、一切と
りあげることは致しません。

という内容である。この他、若干、条数や表
現に相違はあっても、永禄一〇年八月の起請
文の趣旨は基本的に皆一致している。そして
六ヶ条の文言は皆同じで、順序も一致するの
で、信玄のほうで例文を作り、武將たちにそ
のとおり書かせたものであろう。

果たして予想どおり、義信事件による動搖
を抑え、信玄への忠誠をあらためて神前で誓
約させる内容になっている。この起請文を提
出した武將には、まず信玄の弟武田信廉や信
玄の甥武田信豊などの近親者を筆頭に甲斐・
信濃・西上野の武士たちが合計二百三十余人
並んでいる。実質的に信玄あてにさし出され
たことは明らかだが、山県昌景・小山田信茂・
原昌胤など、武田二十四将などと称される有
力者たちがそれぞれ形式的な受取人となって

いることは見逃せない。これはたぶん、寄親
——寄子・同心などとよばれる武田軍団内の
組織や、領国内の地域的支配と関係があるだ
ろうが、今後の研究課題である。

◆なぜ、生島足島神社なのか

ところでなぜ、生島足島神社に起請文を捧
げたのだろうか。信玄の本拠地たる甲斐の大
きな神社か、あるいは信濃なら信玄の信仰あ
った武田の諏訪神社に捧げるのが自然で
はないか。これは確かにひとつもな疑問であ
るが、実は生島足島神社には今も本殿の南側
に向きあつて大きな摂社の諏訪社が祭られて
おり、七年に一度は諏訪の本社と同じく御柱
をひく大祭が挙行される。そして中世から江
戸時代半ばまで、当社の社名は下之郷諏訪明
神あるいは諏訪両社、または下之郷上下宮と
よばれて諏訪神社の地域的な分社のように取
り扱われていた。

実は永禄二年九月一日には、信玄自身が宿
敵上杉謙信の討滅を祈る自筆の願文を当社に
捧げ、今も生島足島神社に所蔵されて国の重
要文化財に指定されている。この願文の最初
に、「下郷諏訪方法性大明神」に捧げる旨が明記
されているので、信玄にとって当社はまさに
小県地方における諏訪社の元締め的な分社に
他ならぬものであつたことがわかる。

さて当社蔵の起請文のうち永禄九年八月付

第一に熊野の那智大社発行の牛王宝印とい
う護符を用い、それを裏返して起請文を書い
ていることである。「三枚起請」という落語

は、年季が明けたら必ず貴方と夫婦になりま
す」と誓った起請文を、同じ一人の遊女から
もらつていた三人の客が集まつて彼女を問ひ
詰める断である。「熊野の牛王宝印の裏に記し
た誓約を破れば、熊野では神の使いの鳥が三
羽死ぬさうだぞ。こんなことでは熊野中の鳥
が死んでしまうわ」と責められた遊女、少し
も騒がず「熊野中どころか、世界中の鳥を殺
して、ゆつくり朝寝がしたいよ」で、オチと
なる。

熊野の本宮・新宮・那智の三社は、それぞ
れ今も牛王宝印を発行しているが、どれも鳥
の群が文字や図形を現し、朱の宝印をおして
いる。同じ神社から発行したものでも少しず
つ相違があり、何種類かに分けられる。生島
足島神社の場合も同様で、ほとんど同時にこ
れだけ多数の牛王宝印が使用されたものだけ
に余計に貴重なものである。

第二に起請文はそれぞれ提出者が署名し、
花押(サイン)を加えた後、自分の指を切つ
て出した血を花押の下に付着させていること
である。これを「血判」といい、多くの起請
文に血が付着しているのは実にめずらしい。
もし将来、古文書に損傷を加えずに科学的分

析ができるようになり、武將たちの血液型や
DNAなども判明すれば、大変おもしろいこ
とになる。

また血判した場合は起請文をタテに二つ折
りした左右に対称的に血がうつっていること
が多い。起請文を書き上げ、血判をした直後
まず二つ折りにし、次にさらに細かく折つて
懸紙に包み、神に捧げたことがわかる。この
ように当初、神社に奉られた起請文の本来の
姿がそのまま今に伝えられているのも、他に
得がたいこの文書の特徴である。

◆古文書の保存と活用

さて国の重要文化財に指定された古文書に
ついては、長く後世に保存することが重要で
ある。これはもちろんのこと、修理、成巻
などの手をつくした上、厳重な保管が必要と
なる。しかし生島足島神社文書のように、一
通一通が懸紙に納められ、神に捧げられた本
来の姿をとどめている場合は、成巻などでそ
の原型を失うことなく保存されるのが正しい。
ところで保存を第一義とし、厳重な管理が
強調されると、文化財の活用のお留守
になりかねない。指定された古文書の閲覧が
不可能になつて困るとの声を聞くこともある
ので、この点は注意が肝要である。

生島足島神社の場合は、地元の研究者たち
が中心となつて、国指定に先立つて全文書の

の三通の起請文の場合には、その八月と閏八
月に信玄が小県付近に軍勢をひきいて滞在
していたことがほぼ確実なので、おそらく軍
中であつた甲斐出身の武將三人に信玄への忠
誠を誓わせる場として、付近で最も有力な、
この下之郷諏訪明神が選ばれたのであろう。

では翌年の永禄一〇年八月の起請文の場合
にはどうであつたか。この時点での信玄の居
場所はまだ明かでない。前年九月には西上野
の要地の箕輪城を二年がかりでようやく攻略、
さらに一〇年五月には西上野の惣社城を落
し、その付近の地域の経営につとめていたの
で、当時なお最も重要な戦略正面だった上
野・越後両国に備えた信玄が東信地方にいた
可能性は高い。そこで次の今川氏との決戦準
備をかねて小県付近に領国内の武將たちを
召集し、この地方の信仰の中心だった下之郷
諏訪明神の前で起請文を書かせ、神社に奉納
させたのではなかつたらうか。

◆文化財としての特色

生島足島神社の起請文の概要については、
以上にほぼ説き終つた。これらが古文書と
して貴重な理由は、戦国大名武田氏の領国支
配の組織や実体について得がたい重要史料の
原物だからである。その他、文化財としての
古文書の立場からみて二点ほどつけ加えてお
こう。

原寸大写真撮影、これに基づいて調査研究
を進め、生島足島神社・東信史学会・塩田文化
財研究所共編の『信玄武將の起請文』(信毎書
籍出版センター/本体価格一万五、〇〇〇円)
という大著を出版した。全文書一点ずつの写
真に解説と解説をつけた上、起請文全体につ
いての詳しい調査研究の成果をまとめた解説
を加えてある。一般向きには、まずこの書物
や原寸大写真の焼付の閲覧でも事足りよう。

しかし本起請文の特色である牛王宝印の用
紙の紙質や分類、あるいは血判の状態、そし
て筆跡の研究のためには、やはり最終的に原
本で確かめる必要がある。そのため機会は
開かれていなくてはならない。もちろん原本
の保存に悪影響を与えぬよう十二分に注意し
て取扱うのは当然のことであるが。

古文書の保存と活用には、ある意味で矛盾
する面があり、両者のかね合いはむずかしい
課題である。しかし活用のためには徹底した
調査研究と、これに基づく一般への普及活動
が重要であることを強調しておきたい。指定
された古文書においても、指定までの調査研
究ですべてが終わつたわけでは決してない。
生島足島神社文書の場合には、古文書の保存
と活用のためにすぐれた取組みが行われ、実
績もあがつたが、さらに今後よい点は引き
継いでいっていただきたいと願っている。

古文書・古記録の 取扱いと保存管理



京都国立博物館学芸課長
湯山賢一

はじめに

古文書・古記録類は、そのほとんどが紙と和紙に書かれている。これは素材としての紙のもつ文字を書くのにふさわしい柔軟性や軽さ、加工のしやすさ、畳込みなど持ち運びの簡便さなどの様々な特性によるものである。古文書・古記録などの料紙に用いられた紙は、その多くが楮紙であるが、これは楮が雁皮に比較して栽培が可能であるなど、全国的な規模で原材料としての大量な供給ができることや紙漉きの効率の良さなどの理由による。一般に紙というと、あまり強い素材というイメージ

ではないようであるが、これは紙が絹などと同様に温湿度、特に湿気の影響を受けやすいことによる。たしかに紙は虫がつきやすく保存状態の如何によっては、虫損劣化が著しい場合も少なくない。しかし、紙は保存環境が良ければ、絹などに比較してはるかに強靱で、変色等を別にすると経年変化による劣化は極めて少ない素材といえる。和紙は適度な湿気を与えてやること、固くなっていた繊維が元に戻り、旧来のしなやかさを取戻すという特性がある。これらのことは、正倉院に伝来した八世紀の料紙遺品の現状をみればよくお分かりいただけることと思う。

伝来と保存

古文書・古記録の保存と取扱いは、こうした紙の特性を理解した上で行わなければならない。古文書・古記録がわが国の文献史料の基本をなすものであることは広く知られている。一般に中世（江戸時代慶長年間）以前の古文書類は、江戸時代に入った段階で、歴史的な研究上の微古史料としての価値から様々な形での整理の手が加えられて現在に伝わったものがほとんどである。これらは歴史という時代の整理選択をうけた古文書・古記録といえる。これと並び、我々がより身近に接することが可能なものに、地方文書に代表される近世の古文書類がある。この近世文書は、意識的に残されたという共通面を除くと、中世文書に比べあまり手が加えられていない状態で現在に伝わったものが少なくない。その理由

としては、対象となる近世文書の量が膨大であり、しかも、広汎に存在していることなどが挙げられる。いまその保存管理上で一番問題となっているのは、こうした近世や近代の古文書群の存在である。これらの保存については、まずそれに先立って実態を把握するための基本調査が必要となる。そのためには、対象となる古文書群の歴史的伝来の過程を正確にとらえることが大切で、これを踏まえて整理・保存を考えねばならない。だが、調査対象となる古文書群が、すでに様々な人の手が加えられているような場合には、伝来の記録把握なども程度問題となる。いざにして、こうした調査には、歴史的状況に即した対応が必要となる。その意味からすれば、対象となる文書群の一部を抜出して調査するような整理作業は厳に慎むべきである。

ところで、近年はこうした古文書・古記録類の保存を含めて、古文書の機能や形態論といった面についても重要視されるようになってきた。古文書がどのような状況において、どのような形態で、どのように伝達され、機能し、それがどのように現在に伝来するに至ったか、といった様々な問題を考えるためには、これらの古文書類がなるべくもとの状態に近い形で伝来していることが望まれるようになってきたわけである。したがって、古文書を取扱う場合には、原装なしい生な状態で伝わっているものは、その畳み方一つをとっても、正確に元のままに戻せるような細心の

注意が必要となる。中世文書の多くを占める書状などの場合、本来は一枚の本紙に書くのが普通で、長くなれば二枚に書くが、この時も二枚目は意識の上では一枚の紙の裏に書くという考え方である。この本紙を白紙の礼紙で巻込んで、懸紙で封をする。この場合の紙の表裏の重ね方も大きな問題となる。また、古絵図などは畳込んで保存するのが原則だが、この畳込みにも一定の約束がある。だから、これらを披見した時には、きちんと元どおり直さないと、旧状が分からなくなったり、あるいは畳込みが嵩張るなど史料を傷めることになりかねない。

取扱いと修理

こうした学界の現状を踏まえ、近年の古文書修理では、対象となる古文書の破損の状況を含め、取扱いの上で危険度の低いものはないべく元のままに残す工夫を行っている。現状に近い形で伝来している古文書・古記録類は、安易な形で巻物などに成巻しないというわけである。しかし、これはあくまでも古文書修理に対する基本姿勢であって、ものの現状に即した対応が望まれることはいうまでもない。だから、管理状況によっては、散逸等を避けるためにも、文書をことさら成巻するようなことも考えられるのである。

さて、現在私たちが接する古文書のうち、中世以前のものは、その文書が大切にされればされる程、整理の過程で巻子に成巻されている。この成巻という行為は、先人たちの知

恵であり、古文書保存のあり様としては大変優れたものである。多数の文書を一括することとで個々の文書の散逸を防ぐ上、日常外気に直接曝されることのない巻子は、多くの古文書類を後世に伝えていくための最良の方法といえる。しかしながら、巻子は取扱い上に少々問題があり、冊子などとは異なり、巻き上げにある程度の習練を必要とする。不慎れな人が巻子を扱った場合、かえって巻物を傷め、ひいては、そこに収められている文書、記録自体を損なうことになりかねない。このためには、巻子を取扱う上での注意が必要である。巻子を取扱う場合は、およそ肩幅の範囲を限度に考え、括げるに際しては一紙程度（四〇～五〇cm）を目安として、左右の手を並行して動かすようにして括げる。左手を固定し、右手で巻物を引き出すようなことは裏面を擦ることになり、紙背文書などを傷めることになりかねない。また、巻戻しには、まず巻始めが肝心で、最初はいねいにしつかり巻込み、ある程度まで慎重に巻くと、後は巻物の重さで自然に転ばせるようにして巻込み、常時凸凹の修正を行う。巻込みを緩めにして表紙の紐で巻物を強く絞めることだけは避けたい。記録類に多い冊子の類は、巻子に比較すればその取扱いは容易といえる。ただし、糸綴などの場合は経年変化によって綴部分が弱くなっていることが多いので開披ははいねいに行う。また、糊綴の粘葉本等の場合は糊代部分を無理に開くようなことは避ける。近世の

古記録に代表される袋綴本の場合、本の形態からみても、ハードカバーの洋装本とは異なり、本来は覆かせて積み上げて置くものである。下辺小口に略名称や巻次などの墨書表記や貼紙などがみえるのはこのためである。こうした冊子本も巻子本もその保存のためには桐製の保存箱が望ましいわけだが、帙や畳紙に収めることによっても保存を図ることが可能である。

ところで、こうした古文書・古記録は、それが現在に伝わるまでの過程で様々な保存の工夫がなされてきた。むしろ大切にされればされる程、元の姿から離れている場合が少なくない。現代の保存修理においては、こうした過去の修理のもつ意味をどう考えていくかが大切である。過去の修理を否定的に考えるのではなく、修理の付加価値として理解し、新しい修理の過程にどう位置づけるかが問題となる。したがって、元の状態がわかればすべてを原状に戻すことが必ずしも良い修理であるとはいえない。江戸時代には江戸時代の文化に基づいた鑑賞の方法があり、そうした要求に応える形で修理に様々な工夫が凝らされてきた。古文書・古記録の修理と保存管理は、こうした伝来の歴史的過程や変遷を踏まえ、学術史料としての古文書・古記録のもつ文化的価値を損することなく将来に残していくことにある、といっても過言ではない。

◆上杉家文書の概要

米沢藩主上杉家伝来で中世古文書群として著名な「上杉家文書」は、昭和五四年の重要文化財の指定に際し、その箱別収納という保存形態を重視してこれを文書とともに後世に伝える重要性から次のような指定名称として

赤簞笥(乾)	入文書	九八三通
赤簞笥(坤)	入文書	五二二通
同掛入文書		一三〇通
精撰古案	同掛入文書	一一七通
同掛入文書		二冊
黒塗掛 硯箱入文書案		二冊
附 歴代知行判物並 領地目録		一九通

保存・活用の現状①

米沢市立上杉博物館

歴代官物文書類
上杉家系図
歴代年譜(一四部)
越後国絵図

中世文書は赤簞笥(乾)入文書、同掛入文書、精撰古案同掛入文書の三棹に収められ、赤簞笥(坤)入文書には米沢藩の藩政改革に努めた九代藩主上杉治憲(鷹山)の自筆文書を中心にその周辺の文書が収められている。上杉家文書は、その内容が中世史研究上の重要な史料というだけでなく、多くの文書が受け取ったときの状態のままで保存されていることから、折り方、封の仕方など文書の形態

や紙質の研究等に極めて有用となっている。平成二年、上杉家より米沢市に寄贈され米沢市立上杉博物館の所蔵となった。

◆上杉家文書の保存と活用

上杉家文書の修理は平成七、八年と二ヶ年にわたり京都国立博物館文化財保存修理所において行われた。修理は上杉家文書の特徴を生かしより良い状況で保存、活用を図ろうとするもので、文化財としての修理である。文化庁の指導のもと個々の文書の状態によっての修理であるが、旧状のまま仕立てることが基本であった。

赤簞笥(乾)入文書、同掛入文書、精撰古案同掛入文書の三棹に収められた中世文書の多くの修理は、①本紙紙を選定、③繕り紙当て(本紙補修)、④万力による押し(本紙のばし)、⑤折たたみ、という工程で一通ごと修理がなされた。本修理事業では、最初の折たたみ方が明確なものは、その折たたみを復元するという方針がとられた。補修紙については、本紙と同じ時代の紙が手に入らなかった場合、和紙の毛足から紙質を分析して本紙に最も近い紙を漉いて使用している。その他修理前すでに往時の姿をどめず伝来しており保存のためのばしたまま収蔵することになった文書、太巻芯をつけた本格的な巻子修理を行った文書などがある。修理前の文書は簞笥の抽斗に小袋ごとに整理さ

れぎっしり入っていたため、出し入れのたびに押しつけられたりすれたりして文書を傷めてきた。そのためこのたびの修理では、小袋ごとに帙をつくり取扱いの際に文書にかかる負担を最少にするよう配慮されている。帙は中性紙の厚紙に布張り、さらに上杉家文書が簞笥に入って伝来した形態を重んじ、帙が入る桐材の新簞笥を製作している。旧赤簞笥や旧箱についても糊箱をつけて別途保存している。

歴代年譜は、カビ払いを行い、とじ糸の切れた部分に新しい糸を作り直し直しを行ってある。越後国絵図は裏打ちを行い再び折りたたんだが瀬波郡絵図は特に傷みがひどく、今回の修復によって巻状で保存することとなった。

米沢市は平成一三年秋に新博物館をオープンさせる予定である。博物館の展示における文書は歴史事象を証拠づける物として利用されることが多い。そのため来館者は内容を理解しなければならぬ。それ以外の文書の魅力を上杉家文書から発信できるのではないかと、展示のあり様を模索中である。手軽に見ることが出来る写真版の配架やデータベース化も検討準備している。閲覧や貸出しに関する基準も明確化されるはずである。貴重な古文書群の保存と活用という相反する課題を抱えながら、その魅力を広く伝えるための、研究を発展させるための活用を考えていきたい。

(学芸員 角屋由美子)

想された収集ベースを上回る結果になっていることも、また現実としてある。

◆古文書の保存について

当館内では、古文書は受入れ後、ただちに燻蒸されて当館三階の書庫に仮配架される。古文書書庫は広さ三二四㎡、書架延長は実質で一、三四六mあり、温湿度は常時二二℃、五〇％に保たれるよう設定され、無窓・二重壁で外界とできるだけ遮断された構造となっている。仮配架された古文書は、その後一点ずつ中性紙封筒に入れられ、文書保存箱に収納されて、文書群ごとに整然と配架されることになる。

保存・活用の現状②

千葉県文書館

千葉県立文書館では、千葉県作成の公文書、県内各家・団体などに残されてきた古文書、千葉県をはじめ各公共団体などが発行する行政資料を、保存・活用している。古文書については寄贈・寄託などによって受け入れており、収蔵古文書は平成一〇年八月末時点で、二三四件・一九万五、〇〇〇点(概数)となっている。

◆古文書所在調査について

当館では、県内一〇ブロックごとに委嘱した古文書調査員からの情報提供や市町村などの協力を得て、当館職員・嘱託による古文書所在調査を実施している。現地における古文書

の現状記録や整理にともなう古文書一点ごとの情報なども、将来の検索や保存上のデータとして可能な限り残している。これらの整理は当館嘱託が中心となつて通年で行われており、少しでも早い活用に向けて努力を続けている。

◆古文書の活用について

当館三階には閲覧室があり、史料保存や人権などに支障のない範囲で実物を閲覧に供している。実物提供については賛否のあることと思うが、これは古文書に直接触れることで歴史の重みを実感し、あわせて史料保存の大切さを理解してもらおうとの考えによってい

る。また当館一階の展示室では、古文書などに親しんでもらおうと、企画展を年二回開催している。展示ケース内の環境は書庫と同様に設定され、史料劣化を抑えるよう配慮されている。この事業は当館収蔵古文書などを広く紹介することも兼ねており、このようなPR活動は、年一回刊行の「千葉県の文書館」や、特色のある古文書に焦点をあてた当館二階における小展示などでも行われている。

このほかに、毎夏実施している古文書講座のテキストや、現在刊行中の県史編纂事業などにも収蔵古文書は活用されており、その活用領域は年々広がりをみせている。



展示室の様子

保存と活用の兼ね合いについては難しい問題もあるが、積極的に活用を図ることで、史料保存の意義がより広く認識されるものと考えている。そのことが「県民の方々に、ふるさと千葉に対する理解を深めていただく」ための文化施設、情報提供施設としての当館の役割でもあると確信している。

(文書館資料課)

史料編纂所では、一九八四年より編纂事業の補助のためにコンピュータの利用を開始した。現在では、その基幹となっている文字データベースは、①史料編纂所の図書館情報データベース、「史料目録データベース」、②影写本の目録、「古文書目録データベース」、③『大日本維新史料稿本』構文の全文データベース、「維新史料綱要網文データベース」、④『大日本古文書』のフルテキストデータベース、「古文書フルテキストデータベース」、⑤『大日本古記録』のフルテキストデータベース、「古記録フルテキストデータベース」、⑥史料総覧のデータベース「史料綱文データベース」

保存・活用の現状③

東京大学史料編纂所

ス、⑦『平安遺文』、『大日本古記録』の全文データを含む「平安時代フルテキストデータベース」(「平安遺文」については故竹内理三氏の御理解を得、版元の東京堂からは史料編纂所の科研グループも協力してCD-ROM版が発行された)などの多数を数えるに至った。これらは究極的には全出版物のフルテキストデータベース化の構想を前提としており、史料編纂所では、その関係で、二一世紀における史料編纂の在り方をどう考えるかという議論が進められている。

さらに最近では画像史料解析センターの開設・付置構想(一九九七年秋開設)との関係

で、画像データの蓄積が進み、史料編纂所所蔵の錦絵画像、同じく史料編纂所所蔵の入院文書などの古文書原本画像、東寺百合文書(京都府立総合資料館所蔵)、大徳寺文書、石清水八幡宮文書などの古文書影写本画像などの公開が実現している。これらの画像データベースは、多数の架蔵史料の画像公開の構想と関係しており、画像センターの充実・発展との関係で議論が進んでいる。上記の文字データベースについても、たとえば、「維新史料綱要網文データベース」が稿本の市販マイクロフィルムとコマ番号を共有していること、史料目録データベースの中で一部の影写本画像が利用可能なことなど、

画像データと連動させる努力が行われている。これらについては、

史料編纂所のホームページ(<http://www.h.u-tokyo.ac.jp>)を見ていただくのが早道だが、率直にいうと、私を含めて、当初は予算・体制・人員の不備、業務の過重化、史料保存・編纂の将来像との関係での多数の疑問が所内には存在していた。そういう中で、急速にデータベースの構築が進行したのは、文化系の研究機関の中では相対的に早い時期から、学術情報センターの協力の下、永村真氏(現日本女子大学教授)をはじめとする何人かのメンバーの努力が全体を牽引したためである。また、上記の文字データベースについて科学研究費(研究成果公開促

進費)が連続して認められ、コンピュータ技術の急速な発展もあって、徐々に所員がその意味を認めるに至ったことも大きかった。こうして、現在ではコンピュータが、史料の保存・公開・活用、そして歴史学と史料論の研究のための必須の道具であることについて、大方の合意ができていっている。とはいえず、どの機関でも同様であるが、上記の問題は解決されたわけではなく、また、歴史の研究と文化財の保存・調査・編纂の上で、どのようにコンピュータの利用を位置付けるかについての議論は、これから正念場になってくると思う。

また特に重要なのは、たとえば影写本の画像のような原本所蔵者の諸権利を尊重すべき史料が多数存在することであって、これについては、所蔵者と編纂所との伝統的な信頼関係や御好意に甘えるのみでなく、私たちとしても、文化財保存・調査の体制全体との関係で、ぜひ必要な議論を行っていくべきであろうと考えている。さらにいえば、「文化財・史料の活用」のためには、コンピュータの利用も含めて国民が史料情報にアクセスしやすい体制を作ることが先決問題であることはいうまでもないが、そうしなければそう言った、厳密な史料の保存・調査の力量・体制や、わかりやすい歴史の研究・叙述が要望されるであろうことは明らかである。まだまだ考えるべきことは多いように思う。

(教授 保立道久)

國學院大學図書館が所蔵する古文書、古記録のなかに、久我家文書、井上毅文書がある。

久我家文書は、昭和六三年六月に国の重要文化財に指定され、翌年・平成元年から七年間を費やし、国と東京都の補助を得て、当時求められる最高水準の補修技術をもって、中世文書九五六点の保存修理事業は竣工した。これは東寺百合文書の修理に匹敵するもので、完成を記念して平成八年四月から二ヶ月間「特別展覧『中世の貴族』と銘打ち東京国立博物館並びに京都国立博物館において一般公開し、併せて特別講演会を開催した。その講演録は『國學院大學図書館紀要』第九号に

保存・活用の現状④

國學院大學図書館

全文が収録されている。また、図録も同時に刊行されたのでご参照いただきたい。

井上毅文書は、元子爵井上毅(出身・熊本/号・梧陰/一八四三〜九五)の遺文書である。号である梧陰を冠して『梧陰文庫目録』が昭和三八年に國學院大學図書館より刊行されている。その内容は、井上毅が官務遂行上の執務参考資料に供するため、生前に自ら文書・記録類を編成したもので、大きく六種類より構成されている。

第一類は、明治憲法と皇室典範等の起草史料と明治政府の外交交渉史料で「秘庫之部」と井上毅自身が命名したものの。第二類は、皇

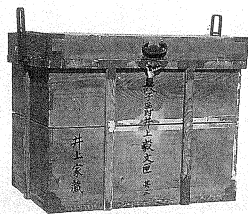
室制度・官制・司法制度・税制・教育制度・財政制度・陸海軍制度・実業・北海道開拓等に関係した文書記録。第三類は、明治政府の政策立案の枢機にかかわったロエスレルやボフナード等の御雇外国人の井上毅の諮問に対する答復資料。第四類は、自筆草稿。第五類は、憲法意見・皇室典範意見等の井上毅意見の自筆原本と書簡。第六類は、井上毅が日常座右に置いて官務の参考に供した図書。本文書のほとんどは、『井上毅伝 史料篇』全六巻と『近代日本法制史料集』全二〇巻(現在一九巻まで刊行)に活字化され、また、第四類までは、マイクロフィルム版で雄松堂書店より市販されている。

中世文書としての久

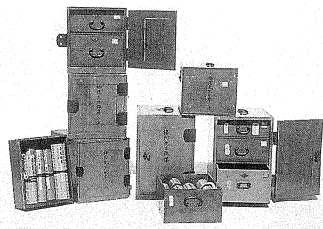
我家文書の保存と活用については、文化庁の指導を受けて本学関係

者とともに一定の型が確立されたと理解している。一方、梧陰文庫のような近代の遺文書は、その形態も様々で、本文書の料紙を見ても、美濃紙あり、野紙ありで大型洋紙・巻紙・小型野紙・色紙・無野紙・半野紙といろいろである。また、写本あり、刊本ありで、筆書、ペン書、古活字版、木版、蒔莢版、謄写版、活版等こちらも様々である。蒔莢版については、その取扱いに苦慮するところである。これらの資料を井上家では、写真のように小さな箱に入れ、さらに長持の中に収め、土蔵現(在は無い)に大切に保管していた。

整理を終えた現在は、スチールロッカー内



「梧陰文庫」収納箱
(大島敏史氏撮影)



へ市販の封筒を用いて保管している。これは最善の方法とは考えられない。また、傷みの激しいものの一点一点の修理方法も確立されたものではなく、今後の課題である。終わりに、広く一般に公開の義務が課せられた久我家文書について一言しておきたい。少なくとも年に一回、定期的に展覧会を開催し、学問研究の発達に寄与することを大学は認識しなければならないであろう。

(閲覧課長 磯貝幸彦)

◆資料の伝来経緯

彦根藩井伊家に伝来した近世・近代の古文書・典籍資料は、近世文書二万七、八〇〇件、近代文書約三、六〇〇件（調査中）、典籍五、七六三件、琴堂文庫六、三一〇件を数える。これら彦根藩及び井伊家が公的・私的に保管してきた古文書・典籍は、彦根藩以降いくつかの奇な歴史をたどって伝来してきた。

第一に、彦根藩置県以降、彦根藩政関係文書の多くは彦根県へ移管されたが、これらは残念ながらほとんどが戦時下に散逸した。一部は井伊家保管分として伝存する。第二には、井伊家の系譜や藩主個人の古文書など井伊家の個人的文書として引き継がれたものの、第三には、文久二年（一八六二）以降、大老直弼の事績を正しく後世に伝えるため、彦根藩関係者により収集された幕末関係文書、第四に明治以降の井伊家家政機関において作成された近代文書、第五に、明治後期から昭和初期にかけて井伊直忠（号／琴堂）が収集した、真言密教・易学・能楽の典籍を中心とする琴堂文庫（平成五年に彦根市立図書館から当館に移管）などである。

保存・活用の現状⑥

彦根城博物館

特に、井伊家で保管されてきた彦根藩政関係文書については、明治二十九年（一八九六）の琵琶湖大水害により被害に遭い、長期間の

水没のため損傷が激しく大部分が廃棄処分され、幸い乾燥により残ったものも、その後の虫害や鼠害を被り廃棄せざるをえなかったものが多い。

幕末関係の文書は、文久二年以降、井伊直弼の事績に対する曲げられた世評を嘆き、冤罪をはらそうと大老関係の文書を収集された明治以降も井伊家の家政機関において収集が継続され、収集文書は東京の井伊家邸宅（現在の東京都千代田区三番町）に移された。

大正二年（一九一三）、これら東京の井伊家邸内にあった文書は、関東大震災に遭遇。東京に保管されていた美術品や古文書の一部が罹災焼失したが、

幕末関係文書は当時の井伊家職員らの手で救出、別邸へ移された。さらに昭和二〇年には、その井伊家別邸も東京大空襲に罹災したが、幸いにして文書のほとんどが難を逃れた。昭和二年には、当時の当主井伊直忠氏の死去により、その子息が本邸を彦根に定めたため、幕末関係文書も彦根の井伊家本邸千松館へ移されることになった。

こうして現在の井伊家伝来の古文書は、戦後、彦根の井伊家邸内に典籍や明治以降の井伊家の家政運営関係文書、琴堂文庫とともに集積されることとなったのである。

◆井伊家文書の公開

明治維新後、井伊家の伝来文書が、はじめに公開されたのは、明治十九年のことである。

なければならない。

一方、美術資料を含む、井伊家伝来資料が平成六年に彦根市に寄贈されたことをうけて、これら資料の展示公開や研究活用についても検討を行ってきた。

当館は、昭和六二年の開館以来、「近世文化と日本の美」をメインテーマに、近世大名の美術資料を中心とした常設展示を実施してきた。平成三年には、古文書・典籍資料の研究体制を整備するため、新たに古文書・典籍を専門に取り扱う独立した部所として史料室を設け、学芸員の増員を図ってきた。史料室では、おもに古文書・典籍の保存・研究活用を検討し、古文書のマイクロフィルム化や目録のデータベース化、史料翻刻事業としての「彦根藩史料叢書」の刊行、彦根藩関係の古文書調査事業による「古文書調査報告書」の刊行などを行ってきた。

ところが、資料の重要な文化財指定を機に、古文書・典籍資料の積極的な活用が不十分ではないかとの意見から、常設展示の一部に新たに「古文書が語る世界」の展示コーナーを設けた。年間一回、限られたスペースではあるが、毎回異なる小テーマによる館蔵の古文書・典籍を利用した展示を実施している。

また、平成七年一〇月には、さらに研究活用を推進するため、「彦根藩資料調査研究委員会」を設置した。この委員会は、現在六人の委員と、幕末政治史・彦根藩の茶湯・彦根藩の藩政機構・（仮）武家の儀礼・（仮）武家の教養と生活という五つの研究班からなる。各

井伊家から修史局に提出された「公用方秘録」「秘書集録」は、のちに「維新史」の編纂にも利用された。

しかし、井伊家伝来の資料が本格的に公開されたのは、戦後のことである。新しい民主国家建設への動きがはじまると、彦根においても直弼の業績が正しく評価されることを願って、井伊大老史実研究会が発足した。この情報を得た東京大学史料編纂所は、昭和二十五年、井伊家の了解を得て「大日本維新史料」類纂の部「井伊家史料」の編纂を開始した。現在も編纂事業は継続中であり、第二〇巻安政六年（一八五九）八月まで公刊されている。

ただし、東京大学における編纂事業は、幕末期の古文書を対象としたものであり、他の時期の古文書は未公開のままであった。その全体像の把握にはじめて手が加えられたのは、彦根市が国庫補助事業として昭和五三年から開始した調査である。この調査は、昭和五八年まで六年の歳月を要し、さらに昭和五九年から六〇年にかけて藩校や藩主が所蔵していた典籍の調査を実施した。その成果は「彦根藩文書調査報告書（一）（五）・補遺」としてまとめられ、当館の開館にあたり全資料が寄託された。

さらに、平成七年には、目録に未採録であった明治維新时期以降の文書や、破損が激しく調査を回避していた一部の近世文書の調査を実施し、明治四四年以前の彦根藩廃藩に至る時期までの文書調査を終えて「追加目録」を刊行し、文字通り彦根藩関係文書の全貌があらわ

研究班は共同研究方法

で、各委員を研究班長として、外部から委嘱した研究者と当館学芸員を含め八人程度の研究員で構成し、調査研究活動を実施している。

委員会の成果は、公開研究会・講演会・研究紀要などで成果の一部を随時公開するとともに、毎年度の活動を『彦根藩資料調査研究委員会年次報告書』として刊行している。各研究班は、三年間の研究活動の後、その成果を報告書として刊行する予定である。

なお、資料の閲覧は、原則として研究目的および旧彦根藩関係者の先祖調査に限っており、事前特別利用の申込みが必要である。保存の観点から、写真のある資料については写真本によって閲覧に供している。

当館における資料の活用は、彦根藩井伊家資料が廃藩期以降、関係者の並々ならぬ努力により受け継がれてきたという伝来の歴史を考へ併せるとき、第一に十分な保存対策を前提として進めなければならない。さらに保存と活用の方法を模索し、貴重な文化財を後世に受け継いでいくとともに、市民文化や社会教育の向上に寄与することが、わたくしたちの責務であると痛感している。

（史料室学芸員 母利美和）



虫害の見える「御城使寄合留帳」

保存・活用の現状⑥

京都府

◆はじめに
延暦一三年（七九四）に都が平安京に遷つて以来、鎌倉時代には関東に武家政権が成立するものの、京都も古代・中世を通じて一貫して政治・経済・文化の中心として栄えた。江戸時代に徳川幕府が成立し政治の中心が江戸に移ってからも、明治に奠都するまでわが国の首都として文化の中心に位置し続けた。京都はまた、平安時代に最澄が天台宗、空海が真言宗を開創し、鎌倉時代になって禅宗・浄土宗・日蓮宗などの宗祖が新たな仏教を開かせたわが国最大の宗教都市であり、今でもわが国の主要な仏教諸宗派の本山の多くが京都にあつて、その伝統を今日まで脈々と伝えているのである。

平安末期の保元・平治の乱や源平の争乱、鎌倉末・南北朝の内乱、応仁の乱や戦国時代を経て、江戸時代の大火や幕末の混乱など絶えず時代の荒波に翻弄されながらも、先の第二次世界大戦で戦災に見舞われなかったことが幸いして、平安時代以来の公家や寺社に伝来してきた古文書や古記録（以下、古文書等）が豊富に伝来していることは、わが国ばかりか世界的にみても希有な例といえよう。

◆調査
古文書等に限らず、一般に文化財の保存及び活用を図ろうとすれば、埋蔵文化財の発掘の事例でも明らかのように、その前提として十分な調査が行われることが大切である。所有者の出されるままに調査した結果、調査終了後になって新たにさらに重要なものや関連史料その他が蔵の奥や別の場所から発見されて、調査の不完全さに忤怩たる思いを抱くことはよくあることである。

戦前・戦後の京都府における古文書等の調査は、学術・研究のため主として大学を中心として行われてきた。帝国大学以来の伝統をもつ京都大学国史学研究室や東京大学史料編纂所では、戦前から京都各地の寺社や個人の古文書等の調査を行い、その一部は現物や影写本の形で大学の古文書室や図書館・編纂所などに収集されて、おもに研究者の学術的な利用に供されてきた。京都にはこのほか仏教系の大学が多く、宗派関係の古文書等や典籍のコレクションなどを収集しているのも特色の一つである。

これに対して行政機関による戦争中の調査としては、現在の京都府文化財保護課の前身である京都府社寺課による京都府内の全社寺の美術工芸品全般にわたる悉皆調査がある。この調査は当時の社寺課長赤松俊秀氏（戦後

文化財保護課長、京都大学教授）が中心となつて昭和一六年から二〇年にかけて実施されたもので、今日でも「赤松調査」として京都府の文化財調査の基本台帳として役立っている。

戦後の行政機関における調査としては、文化庁による国指定文化財調査、京都府教育委員会による府指定調査がある。とりわけ昭和四七年度から日蓮宗本誓寺文書調査を実施して以来、府内の古文書等の緊急調査を行い、一三冊の目録を刊行してきた。ただ初期の調査は予算的・時間的制約もあつて、中世文書を中心に比較的重要度の高い近世文書の調査にとどまり、全体を網羅した調査になつていないこともある。

この調査は将来の保存を図るため実施してきたものである。以上のうち指定文化財となつたものは、山城国綴喜郡八幡正法寺文書（府指定）だけである。せっかく調査してもその後の保存・活用は所有者がまかせになつていのが現状であり、所有者において良好に保存しているとは限らない場合もある。今後これらの調査の結果をどのように保存と活用にかしていかかが課題である。

◆保存と活用

今日に伝わる古文書等は寺社や個人宅などの所有者のもとで、虫・鼠害や地震・火災等の災害、あるいは散逸の危険に曝されながらも永年にわたり保存管理されてきたものである。



国宝東寺百合文書の架蔵状況
(写真提供/京都府立総合資料館)

歴史資料館などがそれぞれの市町の歴史的特性に密着した特色ある活動をしている。しかし、収蔵庫が狭小であったり、専門職員・調査予算が少なく、所有者からの寄贈・寄託の要望に応じきれないといった悩みを抱えているところがほとんどである。

古文書等の活用という場合、歴史研究のための文字情報の必要であれば、写真や活字など二次的な利用でも有効であるが、博物館での展示公開や美術的な利用には、いわゆる「文化財」としての現物が不可欠である。京都府立総合資料館では、わが国の中世文書を代表する国宝「東寺百合文書」二万点余を所蔵し、毎年七月の一ヶ月間テーマを設定して一般公開し、また他館での展覧会公開にも積極的に貸出しているが、館内での研究などのための

閲覧は写真本による公開としている。しかし文書自体の保存は段ボール製の紙箱であり、保存性に優れた桐製保存箱の作成が望まれている。

最初にも述べたとおり、京都府には古代・中世以来の古文書等が未だ数多く伝存しているが、今後は資料館・博物館・大学等研究機関、行政機関等がいかに連携して合理的な調査と保存・活用をしていくのかが問われている。さらには、近代の古文書等をはじめとする現物資料をいかに調査し、保存・活用していくのかもこれからの課題である。そのためにも文書館専門職員（アーキヴィスト）を配置した資料館あるいは文書館の一層の整備が望まれるところである。

(文化財保護課主査 石川登志雄)

新井旅館天平風呂（静岡県田方郡修善寺町）

撮影／小野吉彦



新井旅館青州楼

明治5年に創業した新井旅館は、修善寺温泉を代表する旅館のひとつである。和風の建物に六角の塔屋をのせた形の外観に特徴がある青州楼や写真の天平風呂など、趣向を凝らした建造物が数多くあり、15件の建造物が登録有形文化財となっている。これらの建造物は、明治から昭和初期にかけて順次建てられたもので、なかでも青州楼が最も古く明治14年の建築である。

天平風呂は、昭和9年に建てられた浴場建築である。その名が示す通り、法隆寺や唐招提寺などの奈良にある古い寺院建築を思わせるユニークな意匠を持つ。この建物のデザインは、新井旅館の3代目当主と深い親交があった日本画家の安田叔彦（1884～1978）が手がけたと伝える。浴場を洋風の意匠でつくることが計画されていたのを、安田の発案で現在の意匠に変更したのだという。

天平風呂のほかにも、横山大観の滞在用に建てられた山陽荘など、新井旅館にある登録有形文化財の建造物には、多くの画家や文人の足跡が残されている。

（文化財保護部建造物課文化財調査官 後藤 治）

編集後記

古文書・古記録は文字によって諸事一般を記録したものです。さらさらと字が書かれているが読めない物と決めつけられてしまい、敬遠されがちです。しかし、日本の歴史を記録している国民のあかしとなる大切な文化財です。そこで、「古文書・古記録の保存と活用」を特集しました。

はじめに、石井先生の武田信玄の家臣団による起請文書との出会いと、まとまりとしての文書の利用状況の考察から、歴史の息づかいが伝わってくる玉稿です。湯山先生には、具体的な取扱いと保存の在り方について現場から貴重な提言をいただきました。21世紀に向かっている活用面として、デジタル化の問題が大きく浮かび上がっています。そこで、東京大学史料編纂所での所蔵資料のデジタルによるデータベース化の初期導入段階から公開の過程、今後の活用に向かっている指針となる玉稿です。

さらに、米沢市立上杉博物館、國學院大學図書館、彦根城博物館等で実際に文化財の保存と活用に関与されている方々の現状と課題の重要な論考をいただけたと、自負しております。本誌が少しでも、将来に向かっているの一助になればと願っております。（雪）

文化庁月報 10月号（通巻361号）

平成10年10月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—㈱行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

（株）ぎょうせい営業第一課広告係

電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©1998 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。